

地区計画ですすめる
まちづくり

〈大谷北部第一地区の地区計画〉

上尾市

OYAHOKUBU-DAITI

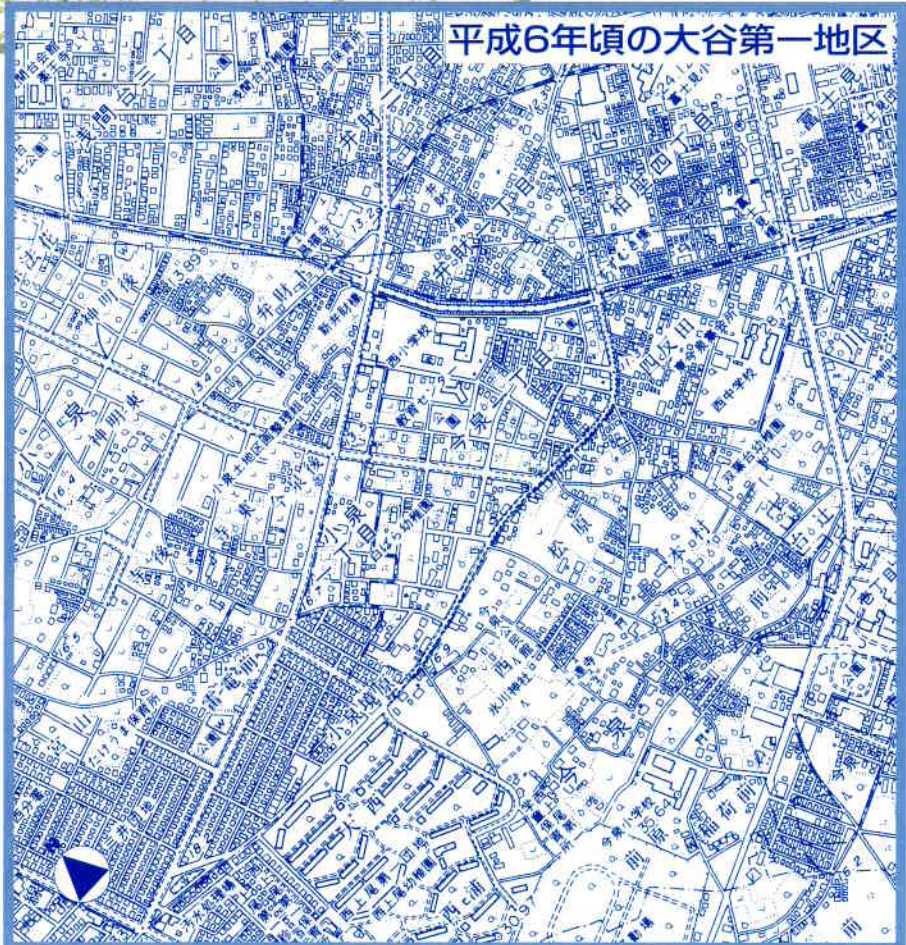
〈大谷北部第一特定土地区画整理事業の概要〉

昭和46年頃の大谷第一地区



- ・面積 22.72ha
- ・施行年度 S53~63
- ・施行主体 組合
- ・権利者数 223人
- ・減歩率(合算) 22.33%
- ・事業費 12億円

平成6年頃の大谷第一地区



○大谷北部第一地区
周辺の市指定文化財

十連寺板石塔婆(十連寺)



柴田七九郎父子の墓(十連寺)



大谷北部第一地区の歴史

現在の上尾の市域は、昭和30年に上尾町、原市町、平方町、大石村、上平村、大谷村の6町村が合併した区域がもとになっています。大谷北部第一地区は大石村の一部である大字弁財、大字小泉、大谷村の一部である大字今泉、大字壺丁目などの地名の地区でした。

東京の通勤圏に位置する上尾市は、昭和40年前半から急激な人口増、都市化を迎え、多くの住宅等が建設されるようになりました。一部の地区を除いて郊外型の農村地域であった上尾市では、これらの住宅の立地のための道路や下水などの生活基盤が整っていませんでした。それまで農地や山林だったところが、基盤整備をしないまま急激に宅地化し、防災や衛生、景観のうえで問題のある住宅地が、市街地の拡がりとともに生じてくるようになってきてしまいました。

首都近郊に位置し、住宅・宅地の供給地としての役割が期待されている当市では、これらの需要に対処しつつ、良好な住宅市街地の形成を図り、土地の有効な利用を促進するため、農地の所有者や地域に居住する方々と協力し、市内のいくつかの地域で積極的に基盤整備の事業を進めてきております。

土地区画整理事業は、その基盤整備のための最も代表的な手法のひとつで、地区内のすべての土地所有者が少しずつ土地を出し合い道路や公園などの用地とし(「減歩」といいます)、街区を整えるために個々の土地を適正に再配置する(「換地」といいます)事業です。

大谷北部第一地区は、約22.7haの面積で、地権者による組合施行の大谷北部第一特定土地区画整理事業が昭和53年に開始され、約10年をかけて、新しい道路や公園等の生活基盤が整えられ、住宅市街地のための街区が形成されました。

また平成8年には、生活基盤が整ったこの地区の有効な土地利用を図るとともに、良好な住環境の形成を図ることを目的に、用途地域の見直しと地区計画の決定がなされています。

良好な住宅市街地のニーズは依然として高くなっています。この地区にも今後も多くの住宅や生活のための施設が建設されるでしょう。まちづくりはこれからも続きます。

暮らしやすいまちをつくるために、皆様のご協力をお願いします。

大谷北部第一地区のまちづくりの目標

地区計画を定めるにあたり、市では大谷北部第一地区について、まちづくりの目標及び土地利用の方針を下記のように決めました。

○まちづくりの目標

土地区画整理事業で形成された市街地として、市街化を計画的に誘導するとともに、良好な市街地を形成することを目標としています。

○土地利用の方針

幹線道路の沿道については、周辺道路の環境との調和を図りつつ、沿道サービス施設及び中高層住宅等の土地利用を図る(A地区)

その他の地区については、戸建て住宅を中心とした良好な低層住宅地及び地域内の主要道路沿線については、小店舗の立地も可能な低層住宅地とする。(B地区)

大谷北部第一地区の都市計画

まちづくりの目標や土地利用の方針に基づき、都市施設や建築物に関する地域制限等が次のように設けられています。

○用途地域

用途地域は、市街地の土地利用の基本となるもので、それぞれの地域の特性に合わせて、お互いに守るべき最低限の土地利用規制を行うものです。主に建築物の用途や形態の規制がなされています。用途地域には、住居系7種類、工業系3種類、商業系2種類の計12種類あります。(表 用途地域の種類)

大谷北部第一地区には、このうち住居系の用途地域としてA地区に第二種住居地域、B地区に第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域が定められています。

○地区計画

用途地域の規制が市街地の土地利用をおおまかに区分し、全国一律の規制内容が適用されるのに対し、地区計画は、「地区」を一体的なまちづくりの区域として設定し、まちづくりの方針を定め、道路、公園等の施設の整備及び建築物の建築等に関して必要な事項を一体的かつ総合的に、住民の意向を配慮して定めるものであり、地区レベルのまちづくりを進めるためのものです。

大谷北部第一地区では、地区に応じた区分で地区計画が指定されています。

○都市計画道路

都市の骨格として重要な道路が、都市計画道路として決定されています。大谷北部第一地区では、小敷谷吉田通線及び中新井小泉線が都市計画道路として決定されています。

○公園・緑地

大谷北部第一地区には、2000～3000㎡程度の街区公園が3箇所、歩行距離等に配慮して配置されています。

➡用途地域や地区計画により、大谷北部第一地区内の建築物の規制は次のようになります。

都市計画に関する制度

地区計画イメージ図

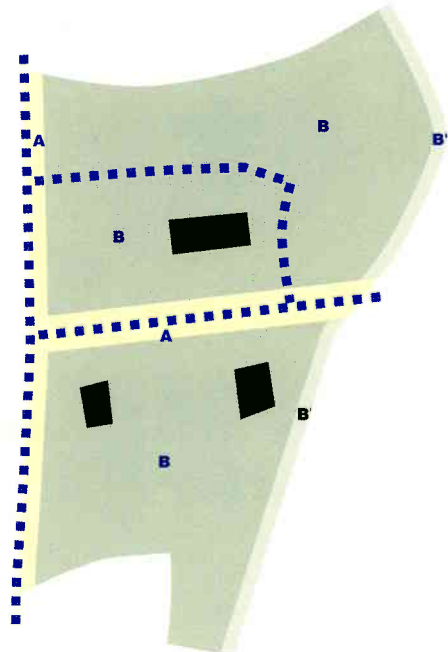
○用途地域内の建物の用途制限

例	示	B 第一種低層住居専用地域	B' 第二種低層住居専用地域	A 第二種住居地域
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿				
兼用住宅のうち店舗、事務所等の部分が一定規模以下のもの				
幼稚園、小学校、中学校、高等学校				
図書館等				
神社、寺院、教会等				
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等				
保育所等、公衆浴場、診療所				
老人福祉センター、児童厚生施設等	(1)	(1)		
巡査派出所、公衆電話所等				
大学、高等専門学校、専修学校等				
病院				
床面積の合計が150㎡以内の一定の店舗、飲食店等				
床面積の合計が500㎡以内の一定の店舗、飲食店等				
上記以外の物品販売業を営む店舗、飲食店				
上記以外の事務所等				
ボーリング場、スケート場、水泳場等				
ホテル、旅館				
自動車教習場、床面積の合計が15㎡を超える畜舎				
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所等				
カラオケボックス等				
2階以下かつ床面積の合計が300㎡以下の自動車車庫				
倉庫業を営む倉庫、3階以上又は床面積の合計が300㎡を超える自動車車庫(一定規模以下の付属車庫等を除く)				
劇場、映画館、演芸場、観覧場				
キャバレー、料理店、ナイトクラブ等				
作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの				
作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの				
日刊新聞の印刷所、作業場の床面積の合計が300㎡以下の自動車修理工場				
作業場の床面積の合計が150㎡を超える工場で危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの				
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場				
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設				
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設				
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量がやや多い施設				
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が多い施設				

(1)については、600㎡以下のものに限り建築可能

建てられる用途
 建てられない用途
 建てられない用途(地区計画による)

- 都市計画道路
- 公園・緑地
- A 第2種住居地域
- B 第1種低層住居専用地域
- B' 第2種低層住居専用地域



用途地域

用途地域は、市街化区域の土地利用の基本となるもので、それぞれの地域の特性に合わせて、お互いに守るべき最低限の土地利用規制を行うものです。主に建築物の用途や形態の規制がなされています。用途地域は12種類あり、各々の地域にふさわしいように、建物の用途や形態の制限を定めています。

○用途地域の種類と性格

種別	性格
第1種低層住居専用地域	低層住宅に係る良好な住居環境を保護するための地域
第2種低層住居専用地域	小規模な店舗の立地を認める低層住宅の専用地域
第1種中高層住居専用地域	中高層を含む住宅の環境保護のための地域
第2種中高層住居専用地域	必要な便利施設の立地を認める中高層を含む住宅の環境保護のための地域
第1種住居地域	大規模な店舗、事務所の立地を制限する住宅地のための地域
第2種住居地域	住宅地の環境を保護するための地域
準住居地域	自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域
近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
商業地域	主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
準工業地域	主として環境の悪化をもたらさずおそれのない工業の利便を増進するため定める地域
工業地域	主として工業の利便を増進するため定める地域
工業専用地域	工業の利便を増進するために定める地域

建築物等の建築制限

○建ぺい率・容積率

市街地の建て詰まりを予防し、環境悪化を防ぐために、地区に応じて、表のように建物の大きさを制限する建ぺい率・容積率が定められています。

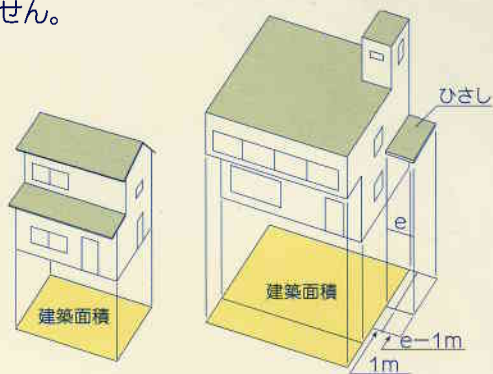
用途地域	建ぺい率	容積率
第2種住居地域 (A地区)	60%	200%
第1種低層住居専用地域 (B地区)	50%	100%
第2種低層住居専用地域 (B'地区)		

・建ぺい率による制限

建物の建築面積(いわゆる建て坪です。)の敷地面積に対する割合(普通“%”であらわします。)のことをいい、

$$\text{建ぺい率}(\%) = \frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$
 と計算します。

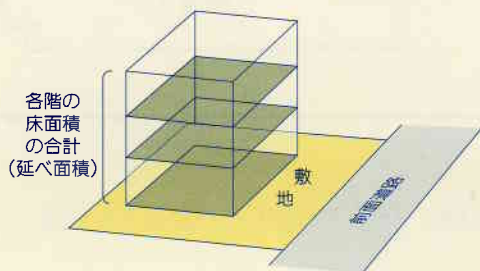
なお、1m以内のひさし、軒などは、建築面積には入りません。



・容積率による制限

建物の各階の床面積の合計(述べ面積)の敷地面積に対する割合(普通“%”であらわします。)のことをいい、

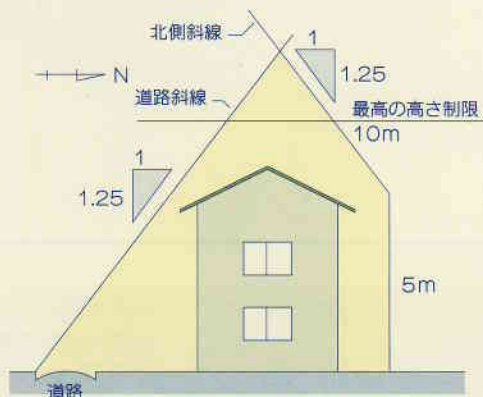
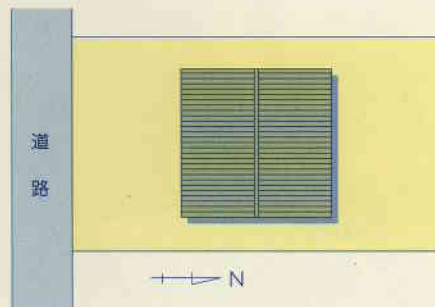
$$\text{容積率}(\%) = \frac{\text{述べ面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$
 と計算します。



○建築物の高さ関係の制限

道路面の通風や採光を確保し、隣地に与える日照、通風の影響を一定に押さえるために、地区に応じて、表のように高さ関係の制限が定められています。

用途地域	最高の高さ	道路斜線	北側斜線
第2種住居地域 (A地区)	—	—	—
第1種低層住居専用地域 (B地区)	10m	1:1.25	5m+1:1.25
第2種低層住居専用地域 (B'地区)			



○敷地面積の最低限度

建物の建てづまりを防止するため、一定の敷地が確保されるように地区計画で制限するものです。

地区	地区計画による制限
A地区	120㎡
B(B')地区	100㎡

ただし、下記に示す3項目については、この制限未満の面積であっても建物の敷地として認められます。

①既存の使用＝

地区計画の決定前にすでに建物の敷地として使用されている土地で上記の制限に満たないものでも、そのままの状態而建て替え等を行う場合。

②既存の権利＝

地区計画決定前に所有権、借地権等を有する土地で上記の制限に満たないものについては、そのままの状態建新築、建て替え等を行う場合。

③公共分割＝

道路等の公共用地に分割した残りの土地が上記の制限に満たなくなる場合。

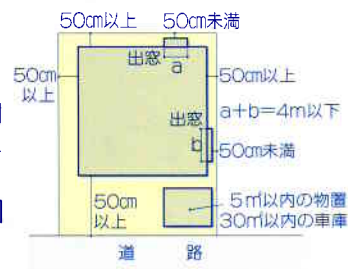
例) 敷地面積の制限が100㎡の場合		例) 敷地面積の制限が120㎡の場合	
<計画決定前>	<計画決定後>	<計画決定前>	<計画決定後>
90㎡	90㎡ ○	200㎡	100㎡ ×
90㎡	50㎡ ×	200㎡	100㎡ ×
90㎡	40㎡ ×	220㎡	120㎡ ○
180㎡	100㎡ ○	220㎡	100㎡ ×
180㎡	80㎡ ×	240㎡	120㎡ ○
200㎡	100㎡ ○	240㎡	120㎡ ○
200㎡	100㎡ ○		

※地区計画の決定は平成8年3月26日です。

○壁面位置の制限

隣地との間に一定の空地を確保するために隣地境界から外壁を離す距離として、従来から民法で定められていた50cmを地区計画として定め
↑及び道路境界
ました。

住宅に付属する物置や車庫等については、下記の基準で緩和措置があります。



- 1.住宅に付属する物置その他これに類する建築物で、軒の高さが2.3m以下、かつ床面積の合計が5.0㎡以内のもの。
- 2.住宅に付属する車庫または駐輪場の用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下、かつ床面積の合計が30㎡以内のもの。
- 3.出窓で、床面からの高さが30cm以上かつ奥行き45cm以下で、道路境界線及び敷地境界線までの距離が0.5mに満たない部分の長さの合計が4m以下であるもの。

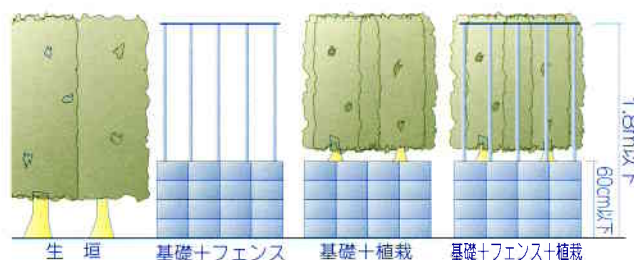
○垣又は、柵の制限

大規模な地震等が起きた際、高い塀が道路に倒れると歩行者に大変危険であるばかりでなく、避難や救助の道をふさぎ、被害を拡大させる恐れがあります。

また道路側の塀は、地区の景観の質を高める大きな要素の一つとなっています。

そこで、道路の面する部分の垣・柵の整備イメージを、下記のように地区計画として決めました。これから新たに造るものについては、下記のいずれかにするをお願いいたします。

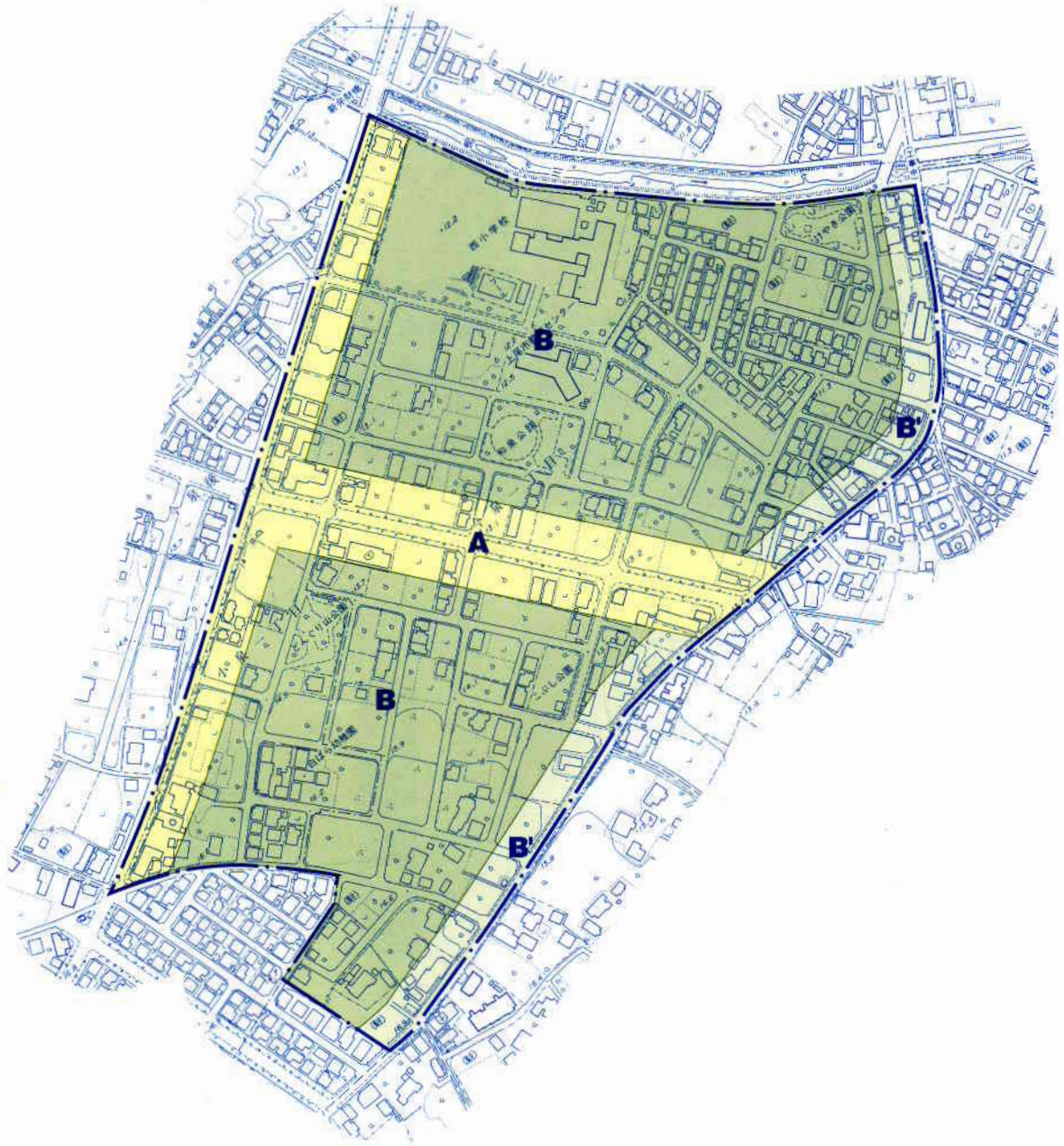
- 1 生垣
- 2 高さ60cm以下の基礎の上に、透視可能なフェンスを設けるか植栽を施したもので、宅地地盤面からの高さが全体で1.8m以下のもの。



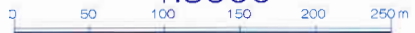
大谷北部第一地区地区計画



凡 例	
第 2 種 住 居 地 域 (A地区)	
第 1 種 低 層 住 居 専 用 地 域 (B地区)	
第 2 種 低 層 住 居 専 用 地 域 (B'地区)	



1:5000



発 行 / 平成8年12月発行
上尾市都市整備部都市計画課 TEL 048(775)5111(代)
印 刷 / 昇寿チャート株式会社 048(775)7629(直通)